

令和 7 年度

国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区

煙山ダム周辺整備その他工事

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区 煙山ダム周辺整備その他工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。また非常用発電設備設置に係る特記及び追加事項は、別添「特別仕様書（施設機械工事編）」によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営雫石川沿岸土地改良事業計画に基づき、煙山ダム周辺の整備を行うものである。

2. 工事場所

岩手県紫波郡矢巾町煙山地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 工事用道路撤去工 | L=488.2m |
| (2) 盛土工 | V=22.0m ³ |
| (3) 植生工 | A=4,343m ² |
| (4) 仮設工 | 1式 |

4. 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

煙山ダムの工事用道路撤去について、非出水期である11月1日以降でなければ、工事着手できない。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等50日を見込んでいる。なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日を含んでいる。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙－3により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている107日間よりも短い期間工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－3と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和7年12月23日（工事完了期限日）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、礫質土を想定している。

2. 関連工事

本工事に関連する工事として、次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡・協議し、工事工程に支障が生じないように、調整しなければならない。

煙山ダム放流警報設備製作据付工事（施工予定時期：令和7年9月～令和8年2月）

3. 第三者に対する措置

（1）騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

（2）保安対策

1）本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

2）交通誘導警備員の配置人員は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減、又は配置時間の変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所（別図－1）	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無
工事用道路出入口 （矢巾町道西部開拓線）	1名／日	1名	昼間	無
第二土捨場出入口 （矢巾町道西部開拓線）	1名／日	1名	昼間	無
第一土捨場出入口 （矢巾町道西部開拓線）	1名／日	1名	昼間	無

4. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1－1－44に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

5. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1－1－36及び3－2－2に基づき必要な措置を講じなければならない。なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1. 工事用道路等

受注者は、図面に基づき、仮設進入路を整備しなければならない。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責において実施しなければならない。

2. 建設発生土受入地

（1）建設発生土受入地

建設発生土受入地は図面に示す箇所とし、その名称、位置及び搬出予定量は次のとおりである。

名 称	地 先 名	搬出予定量
第一土捨場	岩手県紫波郡矢巾町煙山第6地割	1,500m ³

3. 除雪

除雪は、降雪深が10cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に

除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。なお、除雪工は実績により変更する。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別図－2に示すとおりである。

- （1）発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会の上、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- （2）工事用地等、別紙－2に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- （3）工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- （4）工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする。

2. 工事用地等の使用及び返還

工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。

なお、発注者が地権者に返還する際には立会いしなければならない。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。また、JIS規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

（1）鋼材

- 1）鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295 D13

（2）石材

- 1）砕石 再生クラッシュラン RC-40

（3）コンクリート

- 1）コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼 び 強 度 (N/mm ²)	スラブ° (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類	使用目的
無筋コンクリート	18	8	25	65 以下	BB	均しコン
鉄筋コンクリート	21	8	25	60 以下	BB	発電機基礎

※ 粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

2. 見本又は資料の提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
鋼材類	試験成績書、（納品時ミルシート）

石材類	試験成績書、粒度分析表
コンクリート	配合報告書、試験成績書
植生シート	試験成績書、カタログ

3. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
石材	再生クラッシュラン RC-40	盛岡地区
敷鉄板	t=22	金ヶ崎町

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事の基準点及び水準点は、監督職員が別途指示するものとする。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

- 1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。
- 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工 種		確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備 考
共通工事	掘削	基準高さ	初期掘削完了段階	○	
	碎石基礎 均しコンクリート	幅・厚さ・高さ	初期施工段階	○	
	コンクリート基礎	幅・厚さ・高さ	初期施工段階	○	

2. 再生資材等の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシュラン	RC-40	

3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

4. 土工

(1) 掘削

1) 掘削

- ①掘削は盛土に流用するもののほかは全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。
- ②掘削にあたっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- ③法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又はおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

5. 耕地復旧

第二土捨場の原形復旧は次により行い、復旧後は土地所有者との立会の上返還することとしている。

(1) 第二土捨場

農用トラクタ等で1回掛けの耕起を行い、均平に仕上げなければならない。石礫の除去は、耕起の範囲とし、おおむね直径5cm以上を4m³/10a想定している。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者の資格は、入札説明書による。

2. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施行管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき記号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取り扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取り扱いは、「土木工事施行管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」にするものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写しこんだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す、黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時URL(<https://www.cals.jacis.or.jp/CIM/sharing/index-digital.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

3. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別途提示する「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 11 章 情報化施工技術の活用について

1. 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工及び小規模土工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て及び一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事（受注者希望型）である。

2. 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。

3. 使用する機器・ソフトウェア

情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

4. 貸与資料

基本設計データ及び 3 次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要なデータがある場合には、監督職員に報告し、貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員に返却しなければならない。

貸与資料名	備考
煙山ダム斜樋ゲート設備実施設計業務報告書	
煙山ダム堆砂除去実施設計等業務報告書	

5. 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用 T S 等光波方式等を準備しなければならない。

6. 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。

7. 情報化施工技術の活用に必要な費用

- (1) 情報化施工技術の活用に必要な費用については設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。

- (2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。

第 12 章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第 30 条によるものとする。

第 13 章 条件変更の補足説明

1. 本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に表示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであるが、軽微なものについては、協議の上、契約変更しない場合もある。
 - (1) 土質及び地質が異なった場合
 - (2) 排水量・湧水量
 - (3) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現
 - (4) 第三者との協議結果により変更が生じた場合
 - (5) 既設の構造が異なった場合
 - (6) 洪水等の天災に伴って事前に措置を講ずる必要があった場合
 - (7) 関連工事及び関係機関等との調整に係るもの
 - (8) 歩掛調査、諸経費動向調査等を追加する場合
 - (9) その他両者協議のうえ、変更が必要と認められる場合
 - (10) 石礫除去量に変更が生じた場合

第 14 章 その他

1. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について
 - (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
 - (2) 受発注者間で作成の上合意して単価合意書は、公表するものとする。
2. 契約後 V E 提案
 - (1) 定 義
「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。
 - (2) VE 提案の意義及び範囲
 - 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
 - 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案
 - (3) VE 提案書の提出
 - 1) 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書工事関係書類様式（様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - ②VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項

⑥その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書工事関係書類様式（様式－6）の様式 5 により通知するものとする。
ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 章 1－1－39 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体 (CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2 部

4. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日には、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書様式-42）に記録し、相互に確認するものとする

7. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結

果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^*$$

※補正係数：1.2

8. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（ア）洋式（洋風）便器

（イ）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（ウ）臭い逆流防止機能

（エ）容易に開かない施錠機能

（オ）照明設備

（カ）衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（キ）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（ク）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（ケ）サニタリーボックス

（コ）鏡と手洗器

（サ）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（シ）便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）

（ス）擬音装置（機能を含む）

（セ）着替え台

（ソ）臭気対策機能の多重化

（タ）室内温度の調整が可能な設備

（チ）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容

に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) 以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報機等）
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 社会貢献

10. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間※注のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- （注）余裕期間については、余裕期間設定工事の場合に記載する。
- ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- ① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2

日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあるれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

①補正係数

	週単位の週休2日 〔現場閉所1週間に2日以上〕	月単位の週休2日 現場閉所率 28.5%（8日/28日以上）
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

②補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評価実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		月単位
鉄筋工		1.02
横断・転落防止柵設置	設置	1.02
法面工（植生ネット工）		1.01

11. 週休2日制の促進

(1) 本工事は週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績証明書」）の発行を行う工事である。

12. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終清算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場

管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4) 証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

13. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみ適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工積算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措

置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

15. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

16. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。

[事務所長]

- | |
|--|
| <p>☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。</p> <p>☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。</p> <p>☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。</p> |
|--|

第15章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

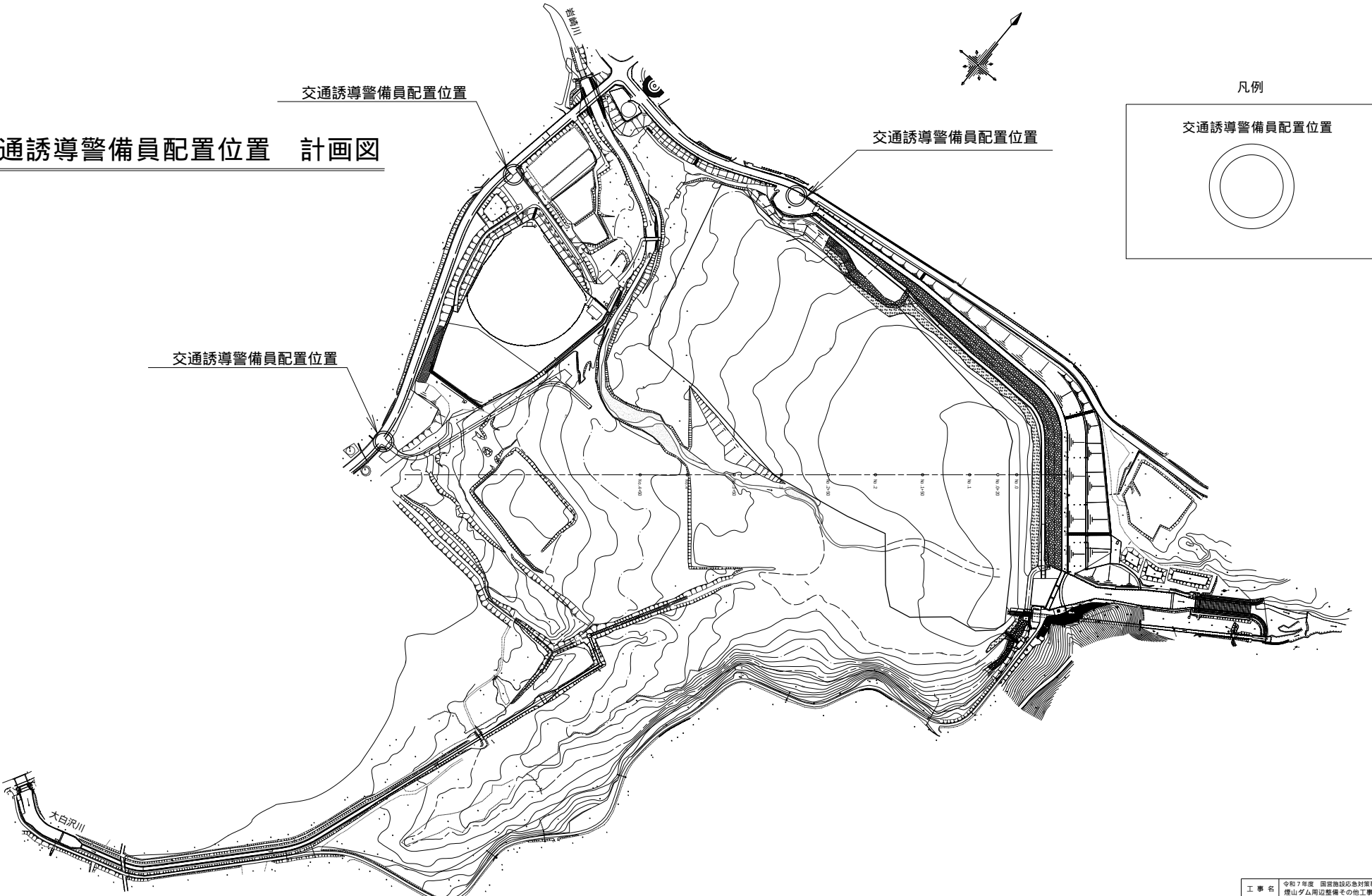
別紙-1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 工事用道路撤去工				
(1) 工事用道路撤去工				
土砂掘削	土砂	m ³	24	
土砂掘削	土砂	m ³	1,300	
土砂等運搬		m ³	29	
土砂等運搬		m ³	1,500	
残土整地		m ³	1,500	
既設防護柵復旧	H800 支間長2000、既設利用	m	9.5	
2. 盛土工				
(1) 盛土工				
発生土盛土	礫質土	m ³	22	
盛土法面整形	礫質土	m ²	73	
石礫除去	0～4m ³ /10a	ha	0.450	
耕起		m ²	4,500	
3. 植生工				
(1) 第一土捨場植生工				
植生シート	肥料袋無・人工張芝付(一重複環境)	m ²	4,270	
(2) 第二土捨場植生工				
植生シート	肥料袋無・人工張芝付(一重複環境)	m ²	73	
4. 非常用発電設備設置工				
(1) 土工				
床掘		式	1	
埋戻	砂質土	式	1	
基礎碎石	RC-40、t=100mm	m ²	5.1	
均しコンクリート	18N-8-25BB、t=50	m ³	5.1	

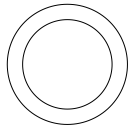
コンクリート	21N-8-25BB	m3	6.7	
型枠	鉄筋構造物	式	1	
鉄筋	SD295, D13	ton	0.191	
コア抜き	φ75×150	個	2	
5. 仮設工				
(1) 仮設進入路工	第二土捨場			
敷鉄板敷設・撤去	設置～賃料～撤去、t=22	m ²	120	
(2) 安全費				
交通誘導警備員	工事用道路出入口	人	8	
交通誘導警備員	第一土捨場出入口	人	7	
交通誘導警備員	第二土捨場出入口	人	2	
6. その他				
(1) 運搬費				
仮設材運搬				
仮設材運搬				
敷鉄板		ton	20.85	

交通誘導警備員配置位置 計画図



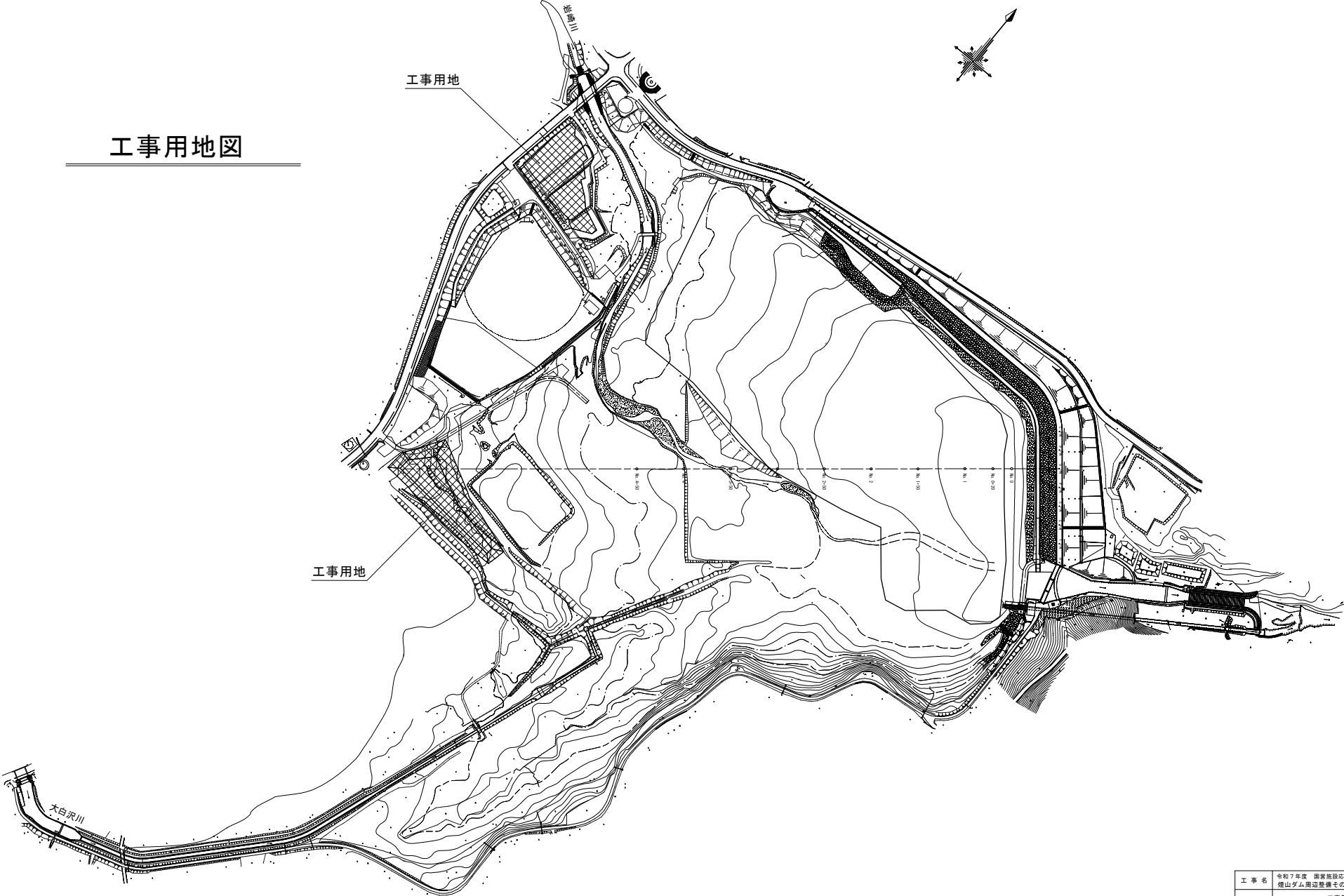
凡例

交通誘導警備員配置位置



工 事 名	令和7年度 国道路脇応急対策事業等石川沿岸地区 雄山ダム周辺整備その他工事		
図 面 名	交通誘導警備員配置位置 計画図		
作成年月日			
縮 尺		図面番号	
会 社 名			
事務所名	東北農政局 北上土地改良調査管理事務所		

工事用地図



工 事 名	令和7年度 国営施設北条河原事業帯石川沿岸地区 煙山ダム周辺整備その他工事		
図 面 名	工事用地図		
作成年月日			
縮 尺		図面番号	
会 社 名			
事務所名	東北農政局 北上土地改良調査管理事業所		

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和7年度
国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区
煙山ダム周辺整備その他工事

目 次

図 面 番 号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2	平面図	1	
3 — 1/5	工事用道路撤去横断図(1/5)	1	
2/5	工事用道路撤去横断図(2/5)	1	
3/5	工事用道路撤去横断図(3/5)	1	
4/5	工事用道路撤去横断図(4/5)	1	
5/5	工事用道路撤去横断図(5/5)	1	
4	既設防護柵復旧図	1	
5	第二土捨場平面図	1	
6	第二土捨場横断図	1	
7	煙山ダム管理棟非常用発電機配置平面図	1	
8	煙山ダム管理棟1F機器配置図	1	
9	煙山ダム管理棟単線結束図(新設)	1	
10	煙山ダム管理棟発電機基礎詳細図	1	
11	第二土捨場仮設図	1	
	合計	15	

別添

令和 7 年度

国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区

煙山ダム周辺整備その他工事

特 別 仕 様 書
(施設機械工事編)

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区 煙山ダム周辺整備その他工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）に基づいて実施する。なお、共通仕様書（施）に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。また、電気通信設備に係る特記及び追加事項は、別添「特別仕様書（施設機械工事編）」によるものとする。

第2章 工事内容

1. 工事概要

本工事は、煙山ダムの非常用発電設備の更新を行うものであり、その概要は次のとおりである。

（1）電源設備

- 1）非常用発電設備 1 式

2. 工事数量

別紙－4「工事数量表」のほか、第6章設計に示すとおりである。

第3章 提出図書等

1. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第4章 貸与する資料

1. 貸与する資料

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

- （1）資 料 名 国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区 煙山ダム放流警報発令要領作成業務
- （2）貸与期間 工事契約から工事完成まで
- （3）返納場所 北上土地改良調査管理事務所
- （4）貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第5章 試運転調整

本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電気料金は受注者において負担する。

なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

第6章 設計

1. 一般事項

- （1）受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第4章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- （2）土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- （3）耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- （4）運転が確実で操作の容易なものとする。
- （5）据付に当たって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。

2. 電源設備

(1) 自家発電設備

- | | |
|------------|---|
| 1) 構造 | パッケージ型屋外型三相交流発電機 |
| 2) 規格 | JEM1435 |
| 3) 定格 | 定格電圧 200V
定格電流 107A |
| 4) 相数 | 三相4線式 |
| 5) 発電機仕様 | |
| ① 規格 | JIS C 4034、JEC2130、JEM1435 |
| ② 定格 | 出力 30.8kVA 以上
極数 4P |
| ③ 構造 | 冷却方式 ラジエータ冷却方式
励磁方式 ブラシレス励磁 |
| 6) 原動機仕様 | |
| ① 原動機形式 | ディーゼル機関 |
| ② 適用規格 | JIS B 8002、8005、8014、LES3001 |
| ③ 定格 | 出力 発電機出力に適合するもの
冷却方式 ラジエータ冷却方式
使用燃料 軽油
始動方式 セルモータ始動
過速度耐力 110% 1 分間
回転速度変動率 JEM1354 (1435) による |
| ④ 付属品及び工具 | |
| ア) 標準機関付属品 | 1 式 |
| イ) 保守工具 | 1 式 |

第7章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 電気設備

- (1) 電線等は、負荷等に対して適正な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、強い張力などを与えないよう慎重に入線及び配線を行う。
また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。
- (2) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。
- (3) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。

2. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) 見本又は資料の提出

次に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出し、承諾を得た後に使用するものとする。

材料名	提出物
アンカーボルト	カタログ、試験成績書
埋設標識シート	カタログ

第8章 施工管理

1. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書による。
なお、これらに定められている事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

第9章 条件変更

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (2) 既設構造物の撤去が必要となった場合
- (3) その他本仕様書に定めのないもの

別紙-4

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機器単体費				
1. 発電設備工				
(1) 発電設備工				
発電設備工（機器単体費）		式	1	
直接工事費（共通仮設費対象）				
1. 発電設備据付工				
(1) 発電設備工				
発電設備工		式	1	
配管工	波付硬質合成樹脂管、 FEP50	式	1	
配管工	厚鋼電線管、G54	式	1	
配管工	耐衝撃硬質ビニル電線管、 HIVE22	式	1	
配線工	CV60mm2-3C	式	1	
配線工	CV38mm2-3C	式	1	
配線工	CV5. 5mm2-2C	式	1	
配線工	IV14mm2	式	1	
配線機器等設置工	プルボックス、600×600 ×300、SUS、WP	式	1	
ワールドダクター	S-D1S10	式	1	
ダクタークリップ	S-DC54	式	1	
アンカーボルト	M10×70、SUS	式	1	
アンカーボルト	M8×60、SUS	式	1	
(2) 接地設置工				
接地工		式	1	
配線工	IV14mm2	式	1	
(3) 土工				
床掘		式	1	

埋設標識シート	W=300、2倍	式	1	
埋戻	砂質土	式	1	